

日 時：令和6年7月31日（水）13：00～

場 所：個人情報保護委員会 委員会室

出席者：藤原委員長、小川委員、大島委員、浅井委員、清水委員、梶田委員、高村委員、
小笠原委員、
佐脇事務局長、小川審議官、大槻審議官、佐々木総務課長、
吉屋参事官、香月参事官、山口参事官、片岡参事官、澤田参事官

○佐々木総務課長 それでは、定刻になりましたので、会議を始めさせていただきます。

本日は、加藤委員が御欠席でございます。

まず初めに、本日10時から、第1回「個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しに関する検討会」が開催されましたので、検討会座長の清水委員に、その内容について御説明をいただきたいと思っております。清水委員、よろしくお願いいたします。

○清水委員 ありがとうございます。

本日午前中、前回の委員会で決定しました「個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しに関する検討会」の第1回会合を開催いたしました。

今回は、中間整理に対する御意見を6団体から頂きました。その後、質疑応答を行いました。活発な質疑応答がなされたことを御報告申し上げます。ただ、上手く進行がしきれずに、時間がなくなり、回答の大部分は次回に持ち越すということになってしまいました。

前回の委員会でも小川委員から御発言いただきましたように、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するという個人情報保護法の目的を共有することが重要だと認識しております。その共通認識を確認した次第です。今後、ステークホルダーから御意見を丁寧にお聞きするとともに、ステークホルダーの間の理解が進むよう検討を進めてまいりたいと思っております。

以上、御報告です。

○佐々木総務課長 ありがとうございます。

それでは、以後の委員会会議の進行につきましては、藤原委員長に、よろしくお願いいたします。

○藤原委員長 それでは、ただいまから第297回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は一つです。

議題の1「情報連携の対象となる独自利用事務の事例の変更について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局 情報連携の対象となる独自利用事務の事例の変更について、説明いたします。

資料1、項目1の「情報連携の対象となる独自利用事務の事例とは」を御覧ください。

個人情報保護委員会では、独自利用事務の情報連携の対象となり得る事務を明確にするため、地方公共団体から要望のあった事務について、関係府省と協議の上、要件に合致する典型的な事務を「事例」として決定しており、これまで40事例を公表しています。要

件とは、委員会規則で定める、以下、①、②を満たすもので、個人情報保護委員会が要件を満たすと認めたものは、他の行政機関等と情報連携をすることが可能となります。

続いて、項目2の「地方公共団体からの要望状況」を御覧ください。

令和6年2月から実施した要望照会において、16団体から計52件の要望を受け付けました。このうち、委員会規則に定める要件を満たすものについて、関係府省と協議した結果、項目3のとおり事例の変更をすることとしました。

なお、要望の多くは既存の事例で情報連携が可能なものでしたので、該当する事例等を示した上で届出書を提出いただくよう案内しています。

続いて、項目3の「独自利用事務の事例の変更」を御覧ください。

地方公共団体からの要望を受け、事例「高齢者の医療費助成に関する事務」を「高齢者等の医療費助成に関する事務」と変更します。

続いて、項目4の「情報連携開始時期」を御覧ください。

上記の事例の変更についての情報連携開始時期は、令和7年6月からを予定しております。

別添1の資料につきましては、「情報連携の対象となる独自利用事務の事例について」の変更案を記載しております。

別添2の資料につきましては、要望を受けて変更した後の事例の一覧を記載しております。

説明は以上です。

○藤原委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明について、御質問、御意見をお願いいたします。

特にはよろしいですか。

それでは、特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり決定したいと思います。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。事務局においては、所要の手続を進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りいたします。本議案の資料、議事録及び議事概要については、公表することとしてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。これも御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

本日の議題は以上です。それでは、本日の会議は閉会といたします。